

平成29年度第16回合志市教育委員会会議録（3月定例会）

- 1 会議期日 平成30年3月23日（金）
- 2 開議時刻 午後3時05分
- 3 会議場所 西合志庁舎2階庁議室
- 4 出席委員 委員 高見博英 委員 坂本夏実 委員 緒方克也  
委員 塚本小百合
- 5 欠席委員
- 6 職務のために出席した者  
教育長 惠濃裕司  
教育部長 鍬野文昭  
学校教育課 田中正浩教育審議員  
角田賢治指導主事  
嶋崎佳子指導主事  
右田純司課長  
上村祐一郎総務施設班長  
齋藤正典主査  
生涯学習課 北里利朗課長  
人権啓発教育課 飯開輝久雄課長

○惠濃裕司教育長

それでは、本年度の最後の第16回教育委員会会議3月定例会を開催したいと思いをます。

会議録の署名者につきましては、高見委員、塚本委員にお願い申し上げます。

それから、2月の会議録については、訂正表に2カ所ありますので、訂正方よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ここで司会進行を高見教育長職務代理者にお願ひいたします。

○高見博英教育長職務代理者

それでは、これからの進行につきましては、私のほうで進めさせていただきます。

日程1の教育長報告をお願ひいたします。

惠濃教育長。

○惠濃裕司教育長

それでは、前回の定例教育委員会以降の報告でございます。

2月22日 初任者の実践発表会。教育論文表彰式。

23日 市民講座。

27日 菊池郡市同和教育連絡協議会企業部会。地域未来塾閉講式。

3月3日 市ウォークラリー大会。

6日 市校長会議。給食理事会。菊池教育会里人賞表彰式。

11日 須屋・御代志・黒石・野々島コミュニティ学習発表会。

13日 菊池支援学校卒業式。

14日 市政を考える会への出前講座。

15日 解放子ども会閉講式。人権子ども会閉講式。

あとは、資料にお示しをしているところがございます。

以上でございます。

○高見博英教育長職務代理者

今説明があったとおりで、3月の教育長会議はなかったのですか。

○惠濃裕司教育長

3月の教育長会議はありませんでした。

○高見博英教育長職務代理者

今説明があったとおりですが、何か御質問ないでしょうか。

特にないようでございますので、次に進みたいと思います。

日程2、議題に移ります。

第1号議案の合志市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則についての説明をお願いいたします。

北里課長。

○北里利朗生涯学習課長

資料は3ページからです。

左側の頭のほうに教育委員会組織規則の一部を改正する規則ということで1号を次のように改正する。その下に、第2条中「図書館」を削る。その下に、別表中「(カギ括弧)とありまして、カギ括弧が4ページの右側の真ん中付近に」(カギ括弧)を「(カギ括弧)ということでその続き、5ページから6ページの左までに改める。

附則として、この規則は、平成30年4月1日から施行するというので、提案になります。

7ページの新旧対照表がありまして、右側が改正前、左側が改正後ということで、簡単に申し上げますと、図書館が指定管理になりました関係で、右側にあります生涯学習班の(31)、それから図書館の(3)(4)。それから、次のページの8ページの(10)、その分は左側の改正後のほうにございますけれども、それ以外につきましては、指定管理のほうで行うということになりますので、その分を削除したということになります。

9ページから12ページまでは、新たに改正後の規則に添付をしております。

簡単ですが、以上です。

○高見博英教育長職務代理者

今説明がありましたように、図書館が指定管理者への移行がありましたので、その項目があったものを削除したということでございます。

よろしいでしょうか。

それでは、合志市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につきましては、原案のとおりに決定いたしたいと思えます。

第2号議案の合志市マンガミュージアム条例施行規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。

北里課長。

○北里利朗生涯学習課長

13ページをお願いします。マンガミュージアム条例規則の一部を改正する規則ということで、一部を次のように改正するとしております。

第14条第1項中、「館長又はマンガ愛好者の団体等が主催して行う」を削る。それから、第15条中「3人」を「2人」に改める。それから、第16条第1項中、「を事前に館長に提出し、その承認を得なければならない。」を「により使用の許可の申請を行うものとする。」に改める。それから、様式第5号中、「(カギ括弧)、その次のページに様式がございまして、14ページの一番下に、その」(カギ括弧)を「(カギ括弧)、右のページで15ページの様式に、一番下に」(カギ括弧)に改めるということでございます。

規則の改正の主な理由といたしましては、10カ月ほど経過をいたしまして、多目的室を利用しやすいように改めるということで、様式中に下のほう、14ページは備考になっておりますけれども、15ページはその欄に上記申請書のとおり許可するというので、申請を出されたその場で何ら問題がなければそこでコピーをして許可お渡しする様式に改めております。

16ページに、附則といたしまして、平成30年4月1日から施行ということで提案をしております。

17ページに新旧対照表があります。右側が改正前、左側が改正後ということで、ご覧いただければと思えます。

18ページは合志マンガミュージアム多目的室使用申込書様式の改正前と改正後でございます。

19ページから25ページまでは改正後の規則を添付しております。

以上で説明を終わります。

○高見博英教育長職務代理者

今説明があったように、多目的室を利用しやすいようにということが主眼のようで

ございます。そのために文言の変更等があるようでございます。

何か御質問ありませんか。

坂本委員。

○坂本夏実委員

マンガミュージアムは10カ月ほど経ちましたが、それまでの利用状況というのがもしおわかりになればお聞かせ願います。

○高見博英教育長職務代理者

北里課長。

○北里利朗生涯学習課長

正確には把握はしておりませんが、夏休み期間中についてはかなりの数がありました。平日につきましては、若干落ち着いてきた傾向にあるかと思えます。土日については、それなりの来場者があっておるという印象でございます。

利用団体の傾向としましては、学校関係の団体で申し込みが増えているようです。

○高見博英教育長職務代理者

よろしいでしょうか。先だって新聞を見たときには、ハイペースで利用者が多いというような記事が載っていたように記憶しております。

ほかに何か御質問ございませんか。

なければ、マンガミュージアム条例規則の一部を改正する規則については原案のとおりで決定したいと思えます。

第3号議案の平成30年度の教育努力目標についての説明をお願いします。

田中審議員。

○田中正浩教育審議員

お手元の資料を御覧ください。大きいほうに平成30年度分、小さいほうが平成29年度分を載せております。今からそこに書いてありますとおり、朱書きの部分の根拠を説明しながら進めてまいりたいと思えます。

はじめに一番上の学校教育努力目標についてです。本年度は少し長い文章でしたが、御覧のとおり短くしております。この短くした根拠は、先生方が誰でもこれをぱっと言えるようにしたい。それからキャリア教育の視点をこの努力目標に入れてほしいという旨、教育事務所の指導課長から指導も受けたところ。そういうところを踏まえまして、“夢をつなぎ、育み、拓く教育の実現”と短くしております。この裏にある思いとしましては、9年間の義務教育期間を通して子どもたちの夢を大きく膨らませながらそれを実現できる、そして未来を切り開いていけるような子どもを育てていきたい。そして、そういう子どもの夢をかなえるのは、やはり私たち教職員の夢であ

るというような思いを含ませているところです。

次に、重点取組についてです。1番につきましては、小中連携について書いておりますが、実は本年度の取組みについて、それぞれ小学校の校長先生に評価をしていただいたところ、やはり小中一貫教育に関する部分については若干評価が低めに出しております。そこで、ここの部分は強化していく必要があるという思いを持っております。御覧のとおり、読んでみますと、小中連携と小小連携を中心に据え、教育の充実を図るということで、小中連携は確かに大切だけれども、それ以外に小小連携を中心に据える必要があると。これは先生方から1年間これまで実践されてみて、小学校の先生方、中学校の先生方からともに出てきた課題でありました。その部分を反映させております。それから、中身に入りますが、◎のところは学びの連続性を考慮し、中学校区の学校が互いに連携した教育を推進する。いわゆるはっきり中学校区というのを目立たせながら中学校区で小中連携を進めるのですよという意味を強調しました。それから、上から二つ目の○、9年間を貫く指導内容の創造と共通実践は検討と共通理解から創造実践に書き直しております。それはもう既に計画共通理解できているものということ踏まえて一步前進した形に文章をつくりました。それから、上から三つ目の○、これは学校間の教育交流をとおして、全ての教職員が9年間を見通した指導観を確立する。いわゆる小中連携に関わる5年生、6年生だけの、あるいは中1だけの問題ではなく、小学校1年生から中学校3年生までの担任すべてが目指す中3の姿を思い描きながら指導を展開してほしいという思いを込めております。

次、アメニティ教育環境の部分ですが、ここの部分は言葉教育について、日常的に取り組んでいく必要があるという思いで、日常的な取組みの充実という部分を強調しております。

次に、同じアメニティ教育環境の部分に、教職員の働き方改革という意味も含めまして、大きな4番、快適な職場環境づくりという項目を入れさせていただいております。

次、順番が逆行しますが、真ん中の大きな3番、ここの部分はICTの積極的な活用に関しての部分ですが、何を目的としているかということ、最終的に教育活動の充実と効率化を図るという部分を強調することに努めております。中身についてもICTを活用しながらより効果的、そしてICTを活用できる事業計画をつくるということにより活性化させていきたいという思いで、そこは作成をいたしました。

次、具体的実践項目にまいります。まず①番、確かな学力の向上です。全学調、県学調等の結果から合志市の子どもたちの学力は非常に高いです。しかしながら、合志市以外の市町あるいは他管内の学校等もそれぞれに努力をしていらっしゃるって、総体的にさらに合志市の子どもたちの力を伸ばしていく必要があると感じております。そういうことを踏まえまして訂正を入れました。最初、1番目の○、諸調査で判明した課題の解決に向けた指導を徹底する。これは課題を洗い出すだけでなく、解決に向けた指導を徹底するという部分を強調しました。それから、三つ目の○ですけれども、ICTを効果的に活用できる授業への質的転換。いわゆるICTの積極的な活用で終わ

らずに、効果的に活用できる授業をしてくださいという目的をはっきり授業という部分に絞り込みました。

それから、②番、真ん中の豊かな心の育成についてです。これについては、どの学校も非常に熱心に取り組んでいただきまして、4段階評価だったのですが、すべての学校が3段階以上ということで努力していただいているということを感じました。ただそこに朱書きしておりますとおり、地域との連携、あるいは保護者との連携という部分につきましては、今後、中学校区を中心とした学校運営協議会を立ち上げようと考えていることを踏まえ、今後さらに強化していく必要があると考えたところです。朱書きのところはすべて連携強化、連携の推進という部分を朱書きとして残しております。それから、豊かな心の育成の一環として、ことば教育の日常化、豊かな心からは当然豊かなことばが生まれてくると思いますし、正しい言葉づかいも日常化していく必要があると考えて、そこに追記をしております。

それから、大きな③番、たくましい心身の育成につきましては、上から4つ目の○、命の大切さを学ぶ講話や体験活動の、これまでが充実というように少し濁したような形になっていましたけれども、実践という形で結果が聞けるように言葉の訂正を入れております。

それから、一番下の④番、特色ある学校づくりについては、夢を育む教育の推進という前に、将来のという言葉をつけ加えました。それから、本年度まで実践しておりました英語チャレンジ大会についてですけれども、これまでかなり各学校での取り組みが進んだということ。それから、来年度からは小学校3年生以上に英語教育が行われるようになるということ。そういう2点を踏まえ、より多くの子どもたちが英語の教育に親しめる。あるいはみんなで一緒に英語教育を頑張っていこうというような指導ができる学校、特に、将来的には中学校区でのそのチャレンジ大会という方向に持っていきたいという気持ちもありまして、市全体での取り組みを学校の取り組みにお願いをしているところです。これにつきましては、校長会でも承認をいただいております。

それから、右側の下の目標値という部分につきましては、まだAの標準学力検査の結果がすべて出揃っておりませんので、その部分については昨年度のまま残しているところです。

たくさんのところを改善しておりますので御検討よろしく願いいたします。  
以上です。

#### ○高見博英教育長職務代理者

今説明がありましたように、基本的には昨年度を踏襲しながら本年度さらに強く重点的に取り組みたいという気持ちで、朱書きしたところについての説明があったわけです。要点を押さえますと、教職員がきちんと学校努力目標等と言えるように言葉を短くしていること。それから、小中一貫教育ということを本市では強く打ち出しておりますので、西合志中学校区が先行試行で始まって、ほかの中学校区にも広まって、

今年、来年とさらに深めていく必要がありますので、そういう意味から小中連携と小中の連携ということも付け加えて小中一貫教育ということを実施していきたいということ。

それから、今ありました英語教育の推進の中では、英語チャレンジ大会というのは子どもたちにとっても有意義な大会になっているわけですが、一部の児童生徒に偏ってしまった感がありますので、多くの児童生徒が英語教育に接することができることを考えるならば、大きな大会という形で行うよりも、各学校単位、あるいは、中学校区単位で開催したほうがよいということ。

それから働き方改革ということが最近よく言われていますので、そういうことも全職員に意識していただくために、新しく4項目目として職場環境ということも入れたというところがございます。

皆さん方から何か御意見ございませんかね。

飯開課長。

#### ○飯開輝久雄人権啓発教育課長

具体的実践項目の②豊かな心の育成の上から5番目を御覧いただきたいと思えます。こちらに同和問題、ハンセン病問題を重要課題とした教育実践ということで記載されております。私が去年11月に出席しました菊池地域人権同和教育連絡協議会の大会の分科会の中で、いわゆる同和問題という表現について少し議論をさせていただきました。その中に、解放同盟合志支部長もおられました。支部長の思いとしては、もう同和対策という部分ではなくなったということ。それから同和という言葉が一人歩きして、その差別を生んできたという問題点もあるので、私としては同和問題という表記でなくて、いわゆる部落問題、部落差別というところで表記、表現をしてもらいたいという思いを話されました。また、平成28年12月に部落差別解消推進法が制定されましたので、今後議論の必要はあるとは思いますが、同和問題という表記ではなくて、部落問題という部分での表記という議論をしていく必要があるのではないかと、このところで、支部長の思いとして、人権の担当課長として、この場で提起いたしますので、御議論お願いしたいと思えます。

#### ○高見博英教育長職務代理者

確かに部落問題、あるいは同和問題が法的なことから考慮しますと様々な見解がありますが、現在の動向としては、同和問題という形で全県的に動いているところがございしますが、教育長、いかがでしょうか。

#### ○惠濃裕司教育長

私も研修会等で運動体の皆さん方と研修を進めていく中で、確かに同和問題という言葉は使われずに、部落差別といった表記で言葉が使われることが最近特に多いと感じているところです。この部分の同和問題、同和教育につきましては、これは県の教

育委員会、県行政の動向を勘案しながら私たちも少し議論を深めていかなければならないと思っておりますけれども、県教委から降りてきたものについて私たちがそのスタンスで、教育に取り組んでいるということで、そこはもう少し時間をおいて、検討していきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○高見博英教育長職務代理者

飯開課長よろしいでしょうか。

ほかに御質問はございませんでしょうか。

この会の前に1時間程度は学習会を開きながらその中で検討した結果ということもありますので、平成30年度の合志市の教育努力目標については、以上で決したいと思っております。

日程3、報告事項等にまいります。

(1) 合志教育委員会の共催及び後援に関する要綱の制定について説明をお願いします。

右田課長。

○右田純司学校教育課長

資料の26ページからになります。

合志市教育委員会の共催及び後援に関する要綱ということですがけれども、今までも教育委員会としまして共催や後援は行っておりました。ただ、要綱がありませんでしたので、今回、新たに要綱をつくりました。第1条から9条までで構成されております。特に第4条が認定の基準です。全部で10項目の基準を決めております。

29ページから31ページまでが様式になっております。

簡単ですがけれども、説明は以上です。

○高見博英教育長職務代理者

今まで要綱がなかったので新しく制定をするということで今提案がありました。

何か御質問ございませんか。

今までこれがなかったことで苦慮したという事例はあるのでしょうか。

鍬野部長。

○鍬野文昭教育部長

学校教育課は後援の案件は少なかったのですが、生涯学習課は多くあっておりました。今回のような具体的な基準がなかった状態で、内容だけでこれは教育上有益であるということで、その都度判断していったところがありました。どうしても前はよかったけれども今回は少しおかしいねとか、そういった事例もありましたので、一定の基準が必要だということで、今回、要綱という形をつくりました。他の自治体を



みてもこのような形でつくってあるところが多くありますので、誰が見ても、職員の異動があつて代わった職員もこういう基準があるとわかりやすいというようなことで今回はつくりました。

以上になります。

○高見博英教育長職務代理人

今説明があつたとおりで、客観的に誰でもが認可をする場合の基準にされるということで策定されたということでございます。

よろしいでしょうか。

それでは、次の（２）にいけます。

機構改革に伴う関係訓令の整理に関する訓令についての説明をお願いします。

右田課長。

○右田純司学校教育課長

資料の３２ページ目からになります。こうし広報等で掲載されておりましたので御存じかと思えますけれども、来年度の４月から市役所が機構改革されます。それに伴いまして、課の名前などが変更になりますので、それに関する変更となっております。また、機構改革の他に、来年度から管轄が天津警察署から熊本北合志警察署に変わりますので、それに伴いまして変更しております。

内容につきましては、３２ページの上から、合志市生徒指導ネットワーク会議設置要綱の一部改正というところで、第３条と会議の構成、一つが、「女性・子ども支援室長」となっておりますけれども、こちらは機構改革に伴いまして、「女性・子ども支援課長」になります。続きまして、「天津警察署スクールサポーター」を「熊本北合志警察署スクールサポーター」に変わっております。

もう一つは、合志市通学路安全推進会議設置要綱の第３条です。ここで熊本北合志警察署交通課と合志市都市建設部建設課に変わっております。

３３ページが今説明しました生徒指導ネットワーク会議の改正前、改正後です。下線があるところになります。３４から３６ページが改正後の要綱です。

続きまして、３７ページ目が通学路安全推進会議の改正前、改正後です。

３８ページから３９ページまでが改正後の要綱を付けております。

以上です。

○高見博英教育長職務代理人

今説明があつたとおり、市の組織改正に伴う名称変更と、それから、警察署の管轄が今までの天津警察署から熊本北合志警察署への管轄が移行されたということに伴う関連事項の変更でございます。

よろしいでしょうか。

それでは、次にまいります。

(3)合志教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について説明をお願いします。  
北里課長。

○北里利朗生涯学習課長

資料の40ページをお願いいたします。

教育委員会公印規程の一部を改正する訓令ということで、既に決裁を終わっておりますけれども御報告申し上げます。

マンガミュージアム館長之印がこれまでありませんでしたので、保管者は生涯学習課長で一般文書用の21ミリメートルの公印を新たにつくるという改正でございます。

別表第1にマンガミュージアム館長之印の表を加えます。別表第2中「(カギ括弧)、その次の表の下に」(カギ括弧)を「(カギ括弧)、その下に」(カギ括弧)に改めるということで、23、24の印影の表に23、24、25の印影の表に改めるということで、平成30年4月1日から施行ということで予定しております。

次のページは、右側が改正前、左側が改正後ということで、ただいま説明を申し上げますことを示しております。

簡単ですが、説明を終わります。

○高見博英教育長職務代理者

新しくマンガミュージアム館長の公印ができたということで訓令の変更になっているようでございます。

それでは、その次にいきます。

4番目の西合志中央小学校の熊本電気鉄道バス送迎における運行規程の廃止及び西合志中央小学校の通学バス送迎における運行規程の制定についての説明をお願いいたします。

右田課長。

○右田純司学校教育課長

資料の46ページ目からとなります。この中央小の通学バスにおきましては、以前から説明しておりましたとおり、今まで運行されている会社が今年度で撤退されます。その後の通学バスについて、運行形態は来年度1年かけて検討するところです。撤退の申し出が秋ぐらいだったものですから、来年度1年は民間会社に委託しまして運行することとしておりました。民間会社は熊本電鉄に決定しまして、それに伴う要綱の廃止等になっております。

46ページ目は、今までの運行規程を廃止するということになっております。

次の47ページ目は、これが今までの分になります。乗車区間が第2条のところに書いてありますけれども、ユーパレス弁天バス停から野々島公民館前バス停となっております。

48ページ目は新しいほうになります。こちらの第2条ですけれども、乗車区間はユトリック団地及びユーパレス弁天バス停から菊池地域農業協同組合西合志中央支所バス停となっております。今までは、2便往復しておりました。行きはユーパレス弁天の駐車場内からです。今回は、1便がユトリック団地から直接発車します。もう1便は今までどおりユーパレス弁天です。降りる場所は元々野々島公民館の方でしたが、場所が学校と道路を挟んで反対側になります。今年度は、野々島公民館を建てかえていましたので、JAの駐車場を利用させていただいていました。来年度は、保護者から野々島公民館で今までどおり降りると、1回また逆方向に行って交差点の信号を渡って、学校のほうに行くと少し遠回りになりますので、そのままJAの駐車場を使わせてくださいという要望もありましたので、JAにお願いしましたところ、来年度1年間はまだ引き続き使わせていただくことになりました。今回は、その改正になりますが、暫定で来年度1年間となっております。あとは来年度にかけて、今後の方向性を検討するところにしております。それから、ユトリック団地の役員の方と関係する保護者の説明も終わっております。来年度が4月9日から学校が始まりますので、4月9日からはもうこの状態で運行できるように今準備をしております。

以上です。

○高見博英教育長職務代理者

今説明があったとおりですけれども、何か御質問はございませんか。

今まで、ユトリック団地発車はなかったのを新しく入れたのは要望があったから入れたということですか。

右田課長。

○右田純司学校教育課長

要望もありました。あとは、ユトリック団地からユーパレス弁天駐車場までを県道を通っていきますが交通量が多くて危険なところもありましたので、今回はユトリック団地からも直接乗り降りできるようにしております。

○高見博英教育長職務代理者

それはユトリック団地からユーパレス弁天に経由してから行くような形ですか、それとも直行で学校へ行く形ですか。

○右田純司学校教育課長

1台で乗り切れませんので、ユトリック団地から学校行って、そのあとまた学校からユーパレス弁天です。2便というか往復です。

○高見博英教育長職務代理者

よろしいでしょうか。

それから、今あった菊池農業協同組合中央支所が使えるということは非常にいいと思います。向かい側の野々島市民センターの方からだったら、今あったように、遠回りをして行くことになると、子どもたちも負担になるでしょうし、交通事故等を考えたときにはそちらのほうがいいかなと思いますので、1年だけでなく今後も使えるようにぜひお願いしたいと思います。

それでは、次にいきます。

5番目の合志市部活動各種大会等出場補助金交付要綱の一部を改正する告示について説明をお願いします。

右田課長。

#### ○右田純司学校教育課長

資料の49ページ目からになります。今回改正をいたしました目的としましては、例えば、中体連の大会で郡市から勝って県、県から九州大会へ進んでいく場合が、元々の要綱では中体連主催の大会しか該当しませんでした。しかし、最初のうちは中体連の主催で実施している大会が、県や九州大会になっていくにつれて中体連主催がなくなってその種目団体主催で中体連は共催に変わってしまいます。結局、その下からずっと勝ち進んでいった大会ですけれども、この要綱とそぐわなくなっている状態でありました。今回は、49ページ目の上のほうの第2条の第1号中「主催」の次に「又は共催」と入れております。

今までが、その下の別表3が付いていると思いますけれども、児童生徒に対しては補助できておりましたが、指導される教職員については該当しておりませんでした。今回は、同じ大会で指導される教職員の分も助成するということで、今回付け加えております。ただ1日5,000円の自己負担額は設けております。

あと、その上のほうに(1)と(2)と書いてありますけれども、それは他から助成がある場合や県費の教職員で県のほうから旅費が出る場合はそちらを優先するようにしております。

次の50ページは、今説明しましたとおりに改正後と改正前を載せております。

51ページから55ページまでが改正後の要綱と、関係する様式を載せております。以上です。

#### ○高見博英教育長職務代理者

今説明があったとおりで、これまでは主催が中体連の場合のみが補助金の対象でしたけれども、共催の形であった場合や、上位大会が各種団体主催であった場合には、この交付の対象にならないようなことで、苦慮するようなところがありましたので、それを明文化して全国までつながっている大会については補助をしていこうということ、また、教職員等の指導者にとっても助かる規則改正になっております。

それから、さっきおっしゃったように、中体連では基本的には県費での出張扱いでのお金が出ますけれども、そうでない場合というのがあるけれども、その県費が出さ

れる分については今までどおりで市からの補助はやらないということです。  
何か御質問があったらお願いします。  
これは運動部に限らず文化部も同じ適用を受けるわけですか。  
右田課長。

○右田純司学校教育課長

文化部は、この要綱の第2条第2項で該当しています。どちらかというとな運動部よりも文化部のほうが該当する項目が多かったです。

○高見博英教育長職務代理者

文化部についても設定がしてあります。  
次に移ります。  
4月の行事予定についてお願いいたします。  
田中審議員。

○田中正浩教育審議員

56ページをお開きください。4月の行事予定表を説明します。

- 4月2日 菊池管内の教職員辞令交付式。市の転入者の教職員辞令交付式。  
市新規採用職員の宣誓式及び辞令交付。庁議。  
熊本県公立学校初任者研修。
- 3日 新規採用教職員辞令交付式。
- 8日 ヴィーブルオープニング式典。
- 9日 小中学校の始業式。
- 10日 小中学校の入学式。
- 11日 市の校長会議。
- 15日 ことば教育の日「ノーマディアデー」。
- 17日 全国学力・学習状況調査。管内の教育長会議。
- 20日 管内の校長会議。
- 25日、この日を4月の教育委員会会議として提案します。
- 27日 小中一貫教育推進日。

以上でございます。

○高見博英教育長職務代理者

それでは、25日の教育委員会会議についてこの辺が可能だということですが、委員の皆さんいかがですか。何か予定等ありませんでしょうか。  
時間は2時からでよろしいですか。

○田中正浩教育審議員

2時からお願いいたします。

○高見博英教育長職務代理者

4月行事予定について、何か御質問ございませんか。

2日の辞令交付式、3時半、それから、3日の辞令交付式、4時、それからヴィーブルのオープニング式典が9時、小中学校の入学式は、小学校の場合は9時半集合、それから中学校の場合は1時と1時半と思いますのでよろしく申し上げます。

行事については、よろしいですか。

では、その他に移ります。

議会報告についてお願いいたします。

鍬野部長。

○鍬野文昭教育部長

それでは、私のほうから、別冊資料1というA4の横の表紙が付いている分です。御説明したあとに、予算関係の説明を各課長のほうから行っていきます。

では、別冊資料1、平成30年第1回合志市議会定例会がっております。会期は2月5日から3月2日までの26日間で行っております。教育委員会の関係事件名としては、ここに表題に載せておりますように、議案第1号から議案第26号までの5議案を提案いたしております。第1号、第2号は、ヴィーブルの工事の変更契約の案件になります。第11号は、平成29年度の補正予算の案件です。第18号が平成30年度の一般会計の予算になります。それから、第26号は、平成29年度の一般会計の追加での補正予算がありましたので、その分も今回の議会の中で議論、採決まで行われております。一般質問が2月6日から8日までの3日間行われておまして、7名中4名の方が教育委員会関係の一般質問をなされております。あとは常任委員会（予算決算分科会）が2月15日の日に行われております。

それでは、一般質問の主なものについて説明をしたいと思います。

1ページ目です。質問者は一番上のほうに書いてありますように、上田欣也議員です。質問の事項としましては、総合教育会議について行われました。答弁の内容を右のほうに書いておりますけども、3行目の中ぐらいを見ていただきますと、「市長と教育委員会の連携をより一層充実し、合志市の教育につながる有意義な会議にしていきたいと考えております」ということでお答えをしております。あとはまた見ていただきたいと思っております。

次、2ページをお願いします。こちらにつきましては、質問者は神田公議議員です。質問事項としましては、小中学校新設についてということで、右のほうに①から⑦番まで細かく質問がなされております。それぞれ見ていただければもうすぐわかられると思いますが、⑤番です、開校目標（2021年度）、平成33年4月開校、これについては変わらないかという質問がありました。開校目標は変えないところで進め、「33年4月開校を目標に事業は進めていきます」ということでお話をしております。

次、3ページをお願いします。質問者は松井美津子議員です。人権問題の取り組みについてということで質問が行われております。この中で①番にLGBTのことで質問がっております。LGBTを支援する取り組みについてということです。この中では、答弁の中の5行目からです。「学校教育課におきましても、人権教育の中で「共生の教育」や「性に関する教育」を位置づけ、「多様な生き方を認め合い、共に生きる力」を育む学習を行い、いじめや差別を許さない学校・学級づくりの中で取り組んでおります」ということでお答えをしております、担当課としましては人権のほうが必要な答弁ということになりまして、次の4ページを見ていただきたいと思います、ここに、番号は振っておりませんが、黒字の太文字が4点出ております。それぞれに質問がございまして、それぞれ人権啓発教育課からお答えをしております。それでは、2つ目の県内の中でも人権推進市として、LGBT支援宣言の市の考えはないかというようなことの質問がありました。LGBTについては、事前に説明をお答えした中で答弁の2行目です。「まずは、市職員や市民の方々への啓発・教育を行い、合志市としてのLGBTの課題を明らかにしながら、各種団体等とも連携し、十分内容を精査して、男女共同参画、福祉、人権等からの視点による宣言の必要性を検討していきたい」という答弁をしております。これについては私たち職員もLGBTについて認識、理解がそこまでまだ進んでいるとは言い難いところがありますので、まず我々職員の研修を十分やっていって、その後にその宣言市の必要があるかどうかを検討していきたいというような答弁としております。

次、下のものになりますが、トランスジェンダーのトイレ対応について、ユニバーサルトイレ（誰でもトイレ）の設置を増やすことについてということで質問がありました。一般的には多目的トイレということで各公共施設、学校にももちろんありますけども、そのトイレの名称を「だれでもトイレ」ということでできないかという質問内容でした。これについては、前回と書いてありますが、平成28年第4回定例会でも質問をされてございまして、これについても人権のほうで対応をしております。御代志市民センターの障がい者用トイレ、多目的トイレがありますが、そこにその名称と併記して「だれでもトイレ」ということで、御覧のような、私が今手に持っていますけれども、このような表記をできないかというような内容の質問になっております。これについては、こちらにも書いてありますが、各公共施設に表示していくところで関係課と協議を進めていきたいと思っておりますということで、既に人権啓発教育課で対応をしております、調査も済み、今年度中にはこういう表示をやっていきたいということでお答えをしておりますし、今その対応をしております。

次が5ページです。濱元議員からの質問になります。質問事項としましては、就学援助制度についてということでの質問です。生活扶助費の減額が実行されれば就学援助費の給付水準にも影響しかねない。基準引き下げをすることなく、対象者を拡大するよう努力すべきだということで、生活扶助費というところで、国の基準が減額されるというような報道がございまして、それが影響してくるのが学校教育課で行っております就学援助で、その基準を基に援助額が決まっておりますので、そういうこ

とで就学援助費も減額にならないかということでの質問でした。こちらにも書いておりますけども、答弁の5行目、「支給額は国の基準に準じ合志市の予算の範囲内で支給する。という補助要綱になっております。国の基準が減額されれば就学援助費も減額になることも考えられますが、制度の趣旨が経済的援助の面もありますので、現段階ではどうするかという答えは出ていませんので、慎重に検討したいと思っております」という答弁を行っております。制度的には、今お話ししましたように、経済的援助ということで補助要綱を制定しておりますし、これ自体が国の基準に習っているところもありますので、慎重に今後検討していきたいと思っております。

次は6ページです。齋藤正昭議員からあっております。平成28年度第4回定例会一般質問の研究結果についてということで、このときの質問が右のほうに書いております、「合志市ふるさとカルタ」の作成についてということです。他市町村の状況を踏まえた研究結果はどのようになったのかというお尋ねがありました。こちらに書いておりますように、この「ふるさとカルタ」というのは答弁の2行目に書いておりますけども、近隣では玉名市や菊池市が作成をしております、玉名市では読み句の選定は終わっており、今現在、その挿し絵とか写真の公募を行っているという状況ですというお答えをしております。次の4行目からは菊池市の状況をお答えしております。菊池市は既に作っております、カルタの大会も開催をしているというようなことで、菊池市のほうが随分と先を進んでいるというような状況です。結論としましては、この答弁の下から2行目、現状としては、合志市が今現在、社会教育、生涯学習課の取り組み事業をたくさんやっておりますので、作成することができるのであれば、この「ふるさとカルタ」を事業としてやっていきたいということでお答えをしております。しかし、現状、すぐやりますとは、事務事業から、職員の数の関係等で対応ができない部分がありますので、もう少しその辺りを検討していきたいというような内容の答弁になっております。

以上が一般質問で主な分だけ御説明しましたので、またお時間があるときには少し目を通しとっていただければと思います。

引き続き、議会報告予算のほうは担当課長から述べさせていきたいと思っております。

#### ○高見博英教育長職務代理者

それでは、各議会報告では平成29年度の一般会計の補正予算と、それから平成30年度の合志市一般会計の予算、それと平成29年度の一般会計の補正予算追加分ということで3つありますけれども、これについては主なところだけ各課長のほうから順次説明をお願いしたいと思います。

右田課長、お願いします。

#### ○右田純司学校教育課長

それでは、学校教育課分を御説明します。

まず補正予算になります。資料の13ページから26ページまでになりますけれど



も、主なもののみを説明いたします。

13ページ目をお開きいただきたいと思います。こちらが債務負担行為の補正を載せておりますけれども、この内容が皆さん御存じのとおり新設校のPFI事業です。これは成立しませんでしたので、廃止をあげております。

次に、歳入歳出補正予算ですけれども、この補正が年度末になりますので、全体的に事業を確定した分に対する予算です。増額減額、足りない分は増額で補正をしております。補正につきましては以上です。

もう一つが、補正7号があります。資料の32ページになります。こちらが追加で補正をあげておりますけれども、内容につきましては新設校の予算です。PFIのほうで成立しませんでしたので別な方法で新設校を建設する方針を立てております。優先しましたのが開校年度を変えないというところで、そこを最優先して、設計・施工一括発注といって、今までは設計して、それをもとに施工の分を入札して2回契約していました。今回は開校年度を優先しますので、設計・施工一括で発注します。ですので、工事については入札しません。利点としましては、設計しながらもう次の工事の発注ができますので、その辺りでも工期の短縮を望めるようになります。前回のPFIとの大きな違いは、今回維持管理業務はありません。建築までになります。そのあとの維持管理は、他の学校と一緒に、こちらのほうで直接樹木や清掃は委託していきます。また、学童保育は今回外しております。学童保育は1年ぐらいあれば建設できますので、担当課で建設する予定にしております。

補正予算は以上です。

続きまして、平成30年度予算を御説明します。資料は変わりました、このA3の横の別冊資料2を御覧ください。

今回の平成30年度、新年度予算の組み方がいつもと違っておりました、3月に市長選があった関係で、今あげている分は当初予算で、骨格分になります。政策的な予算につきましては6月補正で計上するようにしておりますので、今回は骨格分となります。主なものだけ御説明します。

まず、2ページ目をお開きください。一番左に番号があると思います。その隣に事業番号と事務事業の名称です。真ん中に比較というところがあって、一番右側に主な増減の理由と書いてあると思いますけれども、これの11番、12番です。事務事業が要保護・準要保護児童生徒の就学支援事業、小学校、中学校分けております。前年度と比較しますとどちらとも250万円ほど増額しております。理由としましては、入学前準備金です。ランドセルを買う等の費用を、今までは買ったあと、年2回、10月と3月に支給しておりました。買われたあとから保護者にはお金が入ってくることになっておりましたけれども、今回変えたのは、入学前の年です。例えば、平成31年4月から入学される分は平成30年度の下旬ぐらいに申請していただいて、3月ぐらいになると思いますけれども、入学前にその分は支給するという形に変えております。それが大きな変更点で、その分の増額となっております。

続きまして、4ページ目をお開きください。番号の8番です。小学校英語指導講師

配置事業、比較しますと130万円の増です。理由としましては、英語指導講師を2名増員することから報酬の増額と書いておりますけれども、もともと増員した理由としましては、平成32年度から小学校の英語の教科化です。来年度からが移行期間ですけれども、熊本県は県教育委員会の方針で、移行後の授業数でいくというところに方向が決定されておりますので、今まで2名だった英語講師を4人に増やすところで予算は組んでおりました。ただこのあとまた変わって、県のほうから県費の先生が4人配置していただくことになりましたので、もともと2名増員するところだったのですけれども、市費の先生は今までどおり2名でよくなっております。市費の先生につきましては現状どおりです。

続きまして、7ページをお開きください。番号の100番です。小中学校分離新設校建設事業、こちらが前年度比でマイナスの約3,300万円になっておりますけれども、こちらの予算につきましては、今後、必要な予算につきましては補正でまた計上していくところとしております。ここで減っている分は公民連携と言いまして、アドバイザリーで契約をしておりましたけれども、その分が来年度なくなりますのでその分の減になっております。ただ新しい方式の分はあげておりませんので、あとは補正で対応していくところです。

その下の101番、スクールバス運行管理事業です。これは先ほど説明しました中央小の通学バスです。とりあえず1年間は民間委託しますので、その分が約1,000万円増額になっております。

最後に、電子黒板の整備なのですが、電子黒板の整備はほぼ政策的な予算になりますので6月補正に計上する予定です。そこで議決されれば正式に電子黒板整備に向けて入りたいと思っております。

学校教育課分は以上です。

○高見博英教育長職務代理者

それでは、北里課長、お願いします。

○北里利朗生涯学習課長

資料は教育委員会関係、別冊資料1からです。まずは歳入ということで、16ページの真ん中の行で款14、項1、目5の教育使用料389万1,000円減額しています。こちらにつきましては、ヴィーブル関係の利用ができなかったということの使用料の減額をしております。増額につきましては、その分をほかの施設が利用しているという形で御理解をいただきたいと思えます。

21ページをお願いいたします。上の表で説明の欄、スポーツ振興くじ助成金ということでマイナス720万8,000円ございます。こちらにつきましては、西合志体育館の施設改修に関しまして、スポーツ振興くじの対象外となった部分がありましたので、その分を減額いたしまして、次の市債の部分です。款22、項1、目6の教育債、その部分で合併特例事業債ということで生涯学習課スポーツ振興班の680万円

でその分を補てんしたということになっております。

続きまして、歳出をいきます。

26ページをお願いいたします。款10、項5、目1の社会教育総務費ということで、1の報酬で177万1,000円ほど減額しておりますけれども、こちらにつきましては、社会教育指導員が途中で退職しまして、その分補充をしておりません。それから、コミュニティ指導員につきましては、旧合志町の栄地区でモデル的に行うという形で予算をいただいておりますけれども、その分の事業ができませんでしたので、その分が減額になっております。

次の目、総合センター費につきましては、先ほども申し上げましたように、ヴィーブルの分の執行残でございます。

3の公民館費につきましては、その分の使用が多かったということで増額になっております。

目の5三つの木の家庭教育施設費、目の6文化振興費につきましても、執行残と入札残で減額になっております。

次のページをお願いいたします。目7の文化財保護費でございますが、こちらにつきましては、文化財調査員といたしまして当初予算組んでおりましたが、学芸員の採用がありました関係で調査員を雇わなくてすんだということで減額しております。

続きまして、款10、項6の体育関係でございます。目1の保健体育総務費につきましては、ほとんどが執行残、入札残で減額しております。

目2の体育施設費もそのままですけれども、節1の報酬で482万2,000円は、インストラクターが4人おりましたけれども、3人が退職をいたしました関係で、その分の補充はしておりません。途中で再開を目指しなさいということもありましたので、年度末に減額をしたところでございます。

それから、款11、項3の次の表です。目3の社会教育施設災害復旧費ということで、当初予算で9,600万円ありましたけれども、なるべくその分につきましては使わない方向でということがありましたので、終わりました工事につきましては、平成28年度からの繰り越しで事業を終わっております。

続きまして別冊資料2をお願いいたします。資料で1ページ、番号14で、施策は1の市民参画によるまちづくりの推進が青少年教育関連事業ということで成人式を計上しています。内容につきましては、資料を御覧いただけたらと思います。

続きまして、2ページが通し番号の37から42までは、生涯学習課関係の事業になっております。増減がございますけれども、主な増減の理由は、事業の統合によりまして増減が出ておりますけれども、ほとんど経費としては変化しておりません。

次のページの施策の5、健康づくりの推進で、一番上の8番、ラジオ体操による市民の健康づくり事業を行う予定です。

続きまして、9ページをお願いいたします。こちらは生涯学習の推進ということで、すべての事業が該当になります。こちらでも事業の統合等で増減がございますけれども、ほとんどが経費につきましては、増減はないというところで御理解をいただけたらと

思います。ただこの番号で1番が飛んでおりまして、アニメ・マンガをいかしたまちづくり事業というのが、政策課で持っておりましたけれども、こちらに数字等ございませんが、平成29年度は649万6,000円ございまして、平成30年度は1,919万5,000円になりまして1,269万9,000円の増額で要求をしてあります。こちらにつきましては、ソフト事業ということで御理解いただけたらと思います。生涯学習が持っておりますのが18番、マンガミュージアム維持管理事業は、こちらをハードと御理解いただけたらと思います。そのようなことでソフトに関しましても生涯学習課が担当になるのかなと考えておりまして、そちらの説明につきましては資料がなくて申し訳ないですが、展示冊数の拡大に伴う必要なデータの整備、文化振興等につながる企画展開催等の拡充による増という説明がしてあります。

それから、人件費で若干の増がございまして、社会教育指導員につきまして、月額9万1,600円だったところを12万4,000円という形でしております。それから、コミュニティ指導員に関しましては、8万5,500円を11万8,000円ということで要求してお認めをいただいておりますので、御連絡をしておきます。

続きまして、10ページでございます。施策の11番、生涯スポーツの推進ということで、スポーツ振興班の事業になります。説明は省略いたします。

それから、13ページをお願いいたします。施策の13、歴史・伝統・文化を活かした郷土愛の醸成ということで、そちらの3から9までが文化振興の事業になります。9番が高木線改良工事に伴う発掘調査事業ということで、高木区にありますけれども、公民館の前の市道を建設課で整備をいたしますが、そこが包蔵地ということで試掘をいたしました。本格調査が必要ということで538万円を要求して事業を行うようにしております。

それから、15、防災対策の推進でございますけれども、こちらはほぼ平成29年度で終了いたしておりますけれども、30番はもうありませんが、19番に関しましては、平成29年度に業者の都合等でできませんでした分を平成30年度で行うということで、まだ平成30年度まで災害対策復興の事業が残っておりますのでございます。

以上です。

○高見博英教育長職務代理者

続きまして、飯開課長、お願いします。

○飯開輝久雄人権啓発教育課長

簡単に説明をいたします。

補正の第6号につきましては、軽微な執行残ですので、割愛をさせていただきます。

人権啓発教育課のほうは別冊資料2の11ページの主なものだけを説明させていただきたいと思います。

はじめに左の番号の5番ですけど、人権・社会教育指導員配置事業については、先

ほど北里課長からお話がありました、社会教育指導員を人権啓発教育課の専門指導員として、名称も人権指導員という形に名称を変えまして、費用につきましても、右側の主な増減理由であります。社会教育指導員の勤務内容をもとに、近隣自治体と報酬額の均衡を図ることで報酬額の増額に伴う報酬の増ということで説明しております。大体近隣が14万円程度です。本市が9万数千円でしたが、今回12万円ほどにしまして、均衡を取るということしております。

それから、番号の9番、人権教育・啓発研修事業ということで27万5,000円を減額としておりますけど、こちらにも右に書いてありましたとおり、近隣の市町での研修会がないため、参加者減となるための参加資料代、需用費、消耗品費の減ということです。

飛びまして、19番、人権啓発老人憩いの家維持管理事業ということで、右側にあります、生坪老人憩いの家の解体工事が終了したことによる工事請負費の減という形で、こちらにもすべて完了しましたので条例廃止も行いましたところで、すべての事業を完了したということで減になっております。

それから、22番、人権意識に関する市民アンケート調査実施事業については、こちらにも右側の説明で新規事業としております。人権啓発教育の基本計画に市民の声を反映させるため、5年ごとに意識調査を実施するということになります。こちらについては、部落差別等をなくし人権を守る審議会におきまして内容を精査したいと思っております。ですので、またこの教育委員会におきましても内容の精査は必要かと思っておりますので、会議で議題としてあげさせていただければと考えております。

23番、人権ふれあいセンター維持管理事業については、敷地内排水の補修です。それから、25番、人権ふれあいセンター主催講座等実施事業については、公用車（クラウン）を旧西合志町時代からずっと使っておりましたが、21年を経過して、修繕が度々必要になってくるということで軽自動車を購入するための増という形になっております。

あとは、裏面に合生文化会館の事業がありますので、こちらにも時間があるとき見ていただきたいと思います。

人権啓発教育課からは以上です。

#### ○高見博英教育長職務代理者

一括して3つのことにつきまして説明をいただきました。何か御質問ございませんか。

平成30年度予算につきましては、さっきありましたように、市長選挙がありましたので、6月の議会の中で正式な追加の補正予算として提示されるようでございます。次にいきます。生徒指導についてお願いします。

嶋崎指導主事。

○嶋崎佳子指導主事

資料の57ページ、58ページになります。57ページは10月から2月分の各学校の人数が示されております。各学校で先ほどありましたけれども、取り組みを行っておりますが、残念なことに不登校の生徒が70名となりまして、そういう意味では取り組みの成果がなかなか見えてこないところがあったように思います。ただ、どの学校でも改善傾向が見られる子どもたちが多くおります。節目として、学年末、それから学年始めの取り組みを3学期でしていただいた成果ではないかと思っております。各子どもたちに対して一人一人のケース会議や校長面談を行って、来年度のことについて、保護者と一緒に面談を行うということを各学校で実施していただいております。中学校の卒業生ですけれども、進路が未定な子どもにつきましては2人おります。進路が決まっておりますが、こちらにつきましては、女性・子ども支援室と确实につながりをしているところです。各学校で連絡会を月に1回行っております、3月分についてはすべての学校が終わったところです。そこでは、合志市版の児童生徒理解シートの作成についてお願いをしております、それについては全学校で作成されておりました。中学校への進学に向けても引き継ぎができるようにしているところです。各学校との連絡会で話題となるのが家庭教育力の低下というところで、家から押し出す力が弱まっている。または、ゲームやSNSについて抑える力が下がっているというものがたくさんありましたので、こちらにつきましては、女性・子ども支援室との連携を深めてきたところです。県のSC、それから県のSSW、市のSSW、市の相談員といういろいろな支援員がおりますけれども、その役割分担をきちんとしていくことが大事なのではないかということ年度末に各学校でお話をしているところです。それにつきましては、関係機関と連携しながら来年度連携をしていきたいと考えているところです。

以上です。

○高見博英教育長職務代理者

今説明があったとおりで、各学校でもそれぞれ努力はなさっておられるようでございます。

何か御質問ございませんか。

では、次にまいります。

平成30年度の教育委員年間スケジュールについて説明をお願いします。

右田課長。

○右田純司学校教育課長

資料の59ページ目になります。年間スケジュールを載せております。特に年度の始め、年度の終わりに学校行事等でまたお世話になります。それから、秋頃に研修大会等が入っておりますので、またそちらのほうもお世話になります。あと毎月1回定期的に教育委員会会議、不定期で総合教育会議、多分年に2回程度になると思います。

あとは概要訪問等が例年どおり入っておりますので、よろしく申し上げます。それと、来年度と異なることが、この表の一番上の用務地というところで、例えば、4月2日のところで合志庁舎の増築防災拠点センター避難所①A・Bと書いてあります。これは避難所と書いてあるのでイメージがわからないと思いますけれども、合志庁舎の奥に、今増築棟ができております。その1階が避難所になりまして、普段は会議室として利用することになります。学校教育課と人権啓発教育課は4月から合志庁舎へ移転します。あとは、西合志庁舎の事業課関係も4月に移転します。福祉関係がゴールデンウィーク明けの5月にまた移転すると思います。ですので、ほぼ来年度からは会議は合志庁舎のほうになると思いますので、お間違えがないように申し上げます。

以上です。

○高見博英教育長職務代理者

大体のスケジュールが入っておりますので、既読をしておいてください。

それでは、その次の熊本地震復旧状況をお願いします。

北里課長。

○北里利朗生涯学習課長

おかげさまでヴィーブルのほうは、3月14日に竣工検査を行いまして、3月16日までの工期に間に合わせております。若干の手直しはありましたけれども、無事終了いたしました。ありがとうございました。

それに伴いまして21日に、春分の日ですけれども、事務所の引っ越しということで昨日から向こうで事務をとっております。御代志市民センターはもう引き払っております。4月8日には、再開の式典を行いますので、皆さん方にはよろしく願い申し上げます。

これは災害復旧ではございませんけれども、移動図書館車も平成29年度で新たに購入をいたしまして、こちら3月16日に納車を無事済ませまして、4月からは新しい車が市内を巡ると思います。

以上でございます。

○高見博英教育長職務代理者

その他ではかにありませんでしょうか。

私から一つ、小学校の卒業式、昨日終わりましたけれども、その中で特に何か気になるようなことがありましたら今出させていただきたいと思いますが、特にございませんでしたでしょうか。

飯開課長。

○飯開輝久雄人権啓発教育課長

先ほど鍬野部長から、一般質問でLGBTの取り組みをということで御説明をさせ

ていただきましたが、平成30年度以降は市としてもLGBTの内容把握、それから今後啓発を教育上進めていく必要があると考えています。その中で男女の表記というのも非常に大きな課題になってくると思っています。今日、合志南小学校に坂本教育委員さんと2人で卒業式に教育委員会側で出席をさせていただいて、その中の資料で、子どもたちの名前が115名でしたか載っていましたが、名前と振り仮名と、あと男女表記があったということで、少し今の社会情勢としては、課題があると思います。例えば、身体検査とかという部分であれば当然男女表記は、別にするという事は非常に重要なことと思いますが、卒業式でその男女を区別、順番は男女あいうえお順でしたが、その卒業式の資料の中に男女表記があるのかなと思ひまして、教育長と部長にも相談申し上げたところですので、このあたりは学校長会でもぜひ議論していただくところかなと思ったところでした。

○高見博英教育長職務代理者

他の学校で児童生徒の名前の横に男女という欄があったところありますか。特にほかはないですね。私のほうも男女はなくて氏名だけでした。

そういうところは、今の流れからすると不要であろうと考えられます。それから、合計を言うときも男子何名、女子何名ということは最近では、言わない方向になっている。第一小学校では、男子5名、女子8名という表現ありましたけれども、合計何名だけでいいのではないかと思います。そういうところも校長会等において事前に連絡をしておいたほうがいいと思います。

ほかに何かお気付きありませんでしたか。

田中審議員。

○田中正浩教育審議員

南ヶ丘小に参加させていただきましたけども、服装について上が着物で下が袴という姿の子どもが五、六人おりました。そして、質素な本当に子どもらしい姿で出ている子と時々並ぶことがあります。そうするとやっぱりこれはという思いが、そこは少し強く感じました。

○高見博英教育長職務代理者

以前も私も南ヶ丘小学校に行ったことがありますけれど、その頃がAKB48が全盛期のころで、ほとんどの女子がAKBスタイルでございました。だからそういう何か流行に敏感で、そのときだけしか使わないような、私服というのは、控えるべきではないかなというのは、保護者を通じてお話をしていく必要があると感じたところです。そういうことからすると、今度の新設校あたりも、標準服的なものをそろえていったほうがいいのではないかなという印象を受けました。

ほかに何かその他でございせんか。

なければ、以上で私の司会進行につきましては終わります。教育長にお戻しいた



します。

○惠濃裕司教育長

長時間にわたり、高見委員につきましては、司会進行大変お世話になりました。

委員の皆様には長時間にわたり御審議をいただきまして、本年度滞りなく議事が進行できたことを本当にありがたく思っているところです。

先ほどの名簿につきましては、行政区まで入っておりましたので、そこも簡素化して省略するようにと、早速、各学校に入学式もごさいますので、メール等で送って通知をしまして改善していただくようお願いするところをごさいます。

それから、子どもたちの服装につきましては、事前に校長先生方から学校だより等配付していただきまして、できるだけ簡素なところで、式に集中できるようなところでお願いはしてあるところをごさいます。なかなか保護者の皆様の意識を変えていくというのは難しいところもごさいますけども、地道にコツコツと保護者に対しては啓発を進めていきたいと思っているところをごさいます。

それでは、本当に長時間にわたりありがとうございました。どうぞ気を付けてお帰りいただきたいと思えます。お世話になりました。

午後 5 時 0 1 分 閉会